第４　泡消火設備

１　水源

第１屋内消火栓設備１（⑸を除く。）に準ずるほか、次によること。◆

⑴　泡消火設備の水源は、消火薬剤の混入を防ぐため飲料用水源（高架水槽を含む。）と接続しないこと。◆

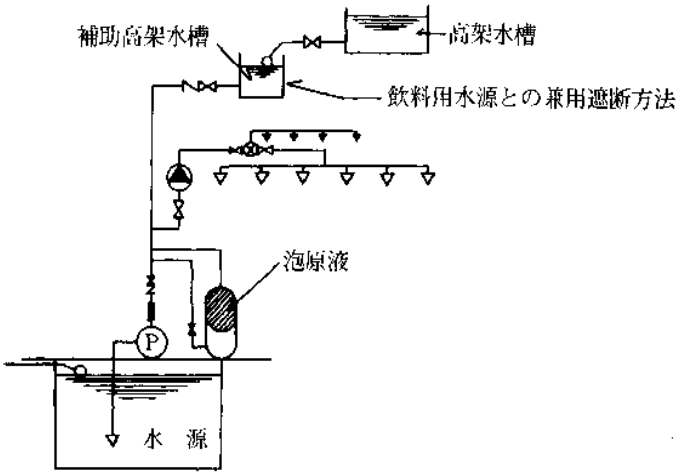

⑵　防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置した場合の水源の水量は、両方式を合算した量以上とすること。◆

２　加圧送水装置

第１屋内消火栓設備２（⑶、⑹及び⑻を除く。）に準ずるほか、次によること。◆

⑴　加圧送水装置等は泡消火設備専用とすること。◆

⑵　防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置し、加圧送水装置を兼用する場合は、両方式を合算した性能を有するものとすること。◆

３　呼水装置

第１屋内消火栓設備３に準ずること。◆

４　配管

第１屋内消火栓設備４（⒁及び⒆を除く。）並びに第２スプリンクラー設備４⑶から⑺までに準ずるほか、次によること。◆

⑴　一斉開放弁の二次側には、泡ヘッドから散水することなく一斉開放弁の試験ができる弁及び排水管を設けること。◆

⑵　一斉開放弁の取付け位置は、その受け持つ放射区画内又はその直近に設けること。◆

⑶　加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に泡消火設備用である旨を表示すること。◆

⑷　送水口は、原則、加圧送水装置から泡消火薬剤混合装置までの配管に、専用の配管をもって接続すること。◆

５　同時放射区画

規則第 18 条第４項第５号に定める一の放射区画は、第３水噴霧消火設備５に準ずること。◆

６　泡ヘッド

使用する泡消火薬剤との組合せで所要の性能が確認されているものとすること。◆

７　火災感知装置

自動式の火災感知装置は、次によること。

⑴　標準型ヘッドを用いる場合

ア　標準型ヘッドの標示温度は、摂氏 79 度未満のものとすること。◆

イ　ヘッドは、規則第 13 条の２第４項第１号イからハまでに準じて設けること。◆

ウ　ヘッドの取付け高さは、床面から５メートル以下とすること。ただし、ヘッドの感度種別が１種のものを使用する場合は８メートル以下とすることができる。◆

エ　ヘッドは、一の放射区域内の床面積が 15 平方メートル（耐火建築物にあっては、20 平方メートル）以下ごとに１個以上偏在しないように設けること。◆

オ　配管の末端には、当該放射区画の見通しができ、区画内の火災の影響を受けることなく容易に操作できる場所に、手動弁（ボールコック等）を設けること。◆

⑵　自動火災報知設備の感知器を用いる場合

ア　感知器は、規則第 23 条第４項に定める基準に準じて設けること。◆

イ　感知器の種別は、熱式の特種（定温式に限る。）、１種又は２種若しくは差動式分布型の２種又は３種のものとすること。◆

ウ　感知器の作動と連動して電磁弁が開放した場合は、何らかの復旧操作をしない限り、閉鎖しないものであること。◆

エ　感知器回路の末端には、当該放射区画の見通しができ、区画内の火災の影響を受けることなく容易に操作できる場所に、手動起動装置を設けること。◆

８　流水検知装置及び自動警報装置

第２スプリンクラー設備８に準ずるほか、流水検知装置の一次側直近の制御弁は、当該放射区画を経由することなく接近できる共用部分若しくは階段直近等に設け、容易に操作できる位置に設けること。◆

９　起動装置

⑴　固定式の泡消火設備にあっては、第２スプリンクラー設備 10 に準ずること。◆

⑵　移動式の泡消火設備にあっては、第１屋内消火栓設備６に準ずること。◆

10　移動式の泡消火設備

⑴　令第 15 条１項３号の「有効に放射することができる長さ」とは、ホースその

ものの長さに放射距離の５メートルを加えた長さとする。ただし、仕様書等により有効に放水できると認められるものにあってはこの限りでない。◆

⑵　規則第 18 条第２項第４号に規定するノズルからの泡水溶液の放射量は、ノズルの放射圧力を 0.35 メガパスカルとしたときの量とすること。◆

⑶　移動式の泡消火設備を設置できる防火対象物又はその部分は、次のアからエのいずれかに適合するものであること。（屋外に設置される機械式駐車場（複数の段に駐車できるもの）はエに適合する場合に限る。）◆

ア　外気に接する常時開放の開口部が、階ごと（建基令第 112 条による防火区画が存する場合は防火区画又は不燃材料で造られた天井まで達する間仕切り壁で区画された部分ごと。以下同じ。）に次の(ｱ)及び(ｳ)又は(ｲ)及び(ｳ)に定める基準に適合していること。◆

(ｱ)　壁面線の長辺の長さが 30 メートル以下の場合は、次のａ又はｂに適合すること。

ａ　壁面線のうち長辺部分の一面が、次の(a)から(e)までに該当する外気に接する常時開放の開口部（以下「開放開口部」という。）を有するもの

(a)　開放開口部の上端は、床面から２メートル以上とすること。◆

(b)　手すり等を設ける場合は、手すり部分の見付け面積の３分の１以上の開放性を有するパイプ手すり等とすること。ただし、開放性が不足する手すりを使用する場合は、手すり部分の見付け面積の３分の１以上の開放面積を他の面で確保すること。◆

(c)　手すり等の上端は床面から 1.2 メートル以下とすること。◆

なお、防犯上等の理由により、やむを得ず手すり等の上端からはり垂れ壁等の下端までの間にフェンス等を設ける場合については、開放性の高いネットフェンス等とすること。◆

(d)　壁面線のうちエレベーター又は階段等で開放開口部が閉鎖される場合にあっては、その閉鎖された部分相当の開放面積を他の面で確保すること。◆

(e)　開放開口部には、天井面又は上部床スラブ下面から 50 センチメートル以上下がったはり又は垂れ壁等を設けないこと。◆

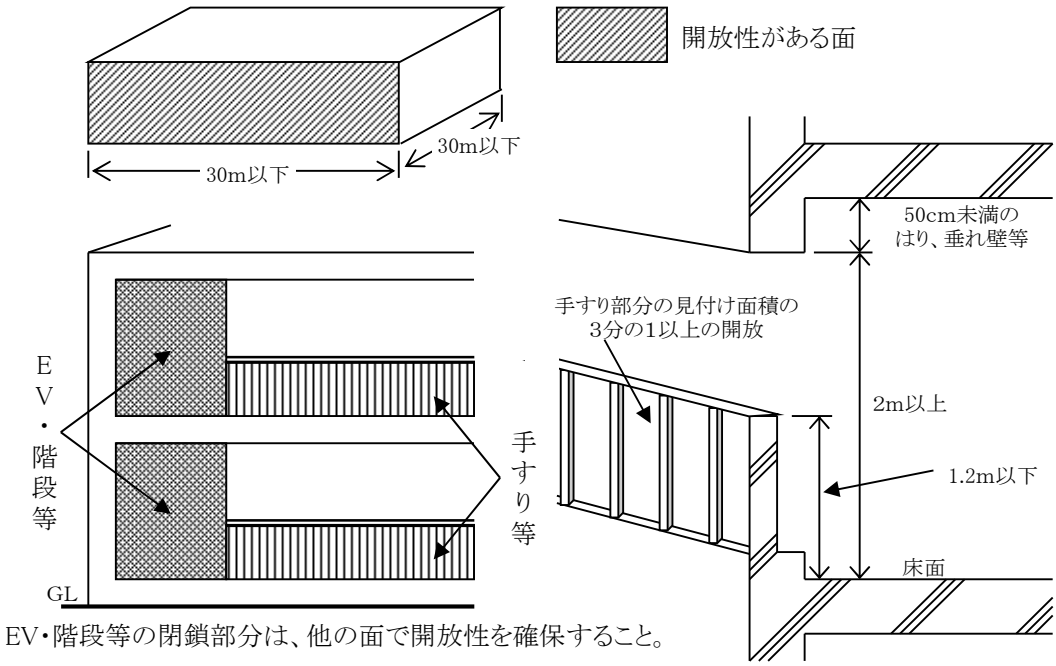

b　防火対象物の天井中央付近に、壁面線のうち長辺側の壁面積の２分の１以上の外気に接する常時開放の開口部（天井中央付近の常時開放の開口部が複数階にわたる場合、当該中央の吹き抜け部に面する各階の開口部は、開放開口部に準ずること。）を有するもの ◆

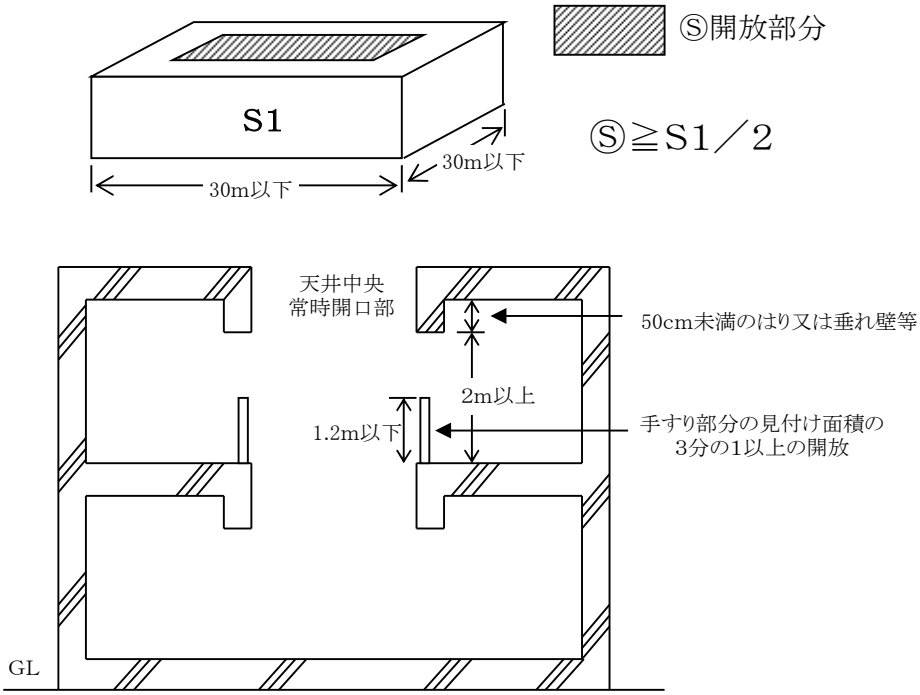

(ｲ)　壁面線の長辺の長さが 30 メートルを超える場合は、防火対象物の各部分から、一の開放開口部までの水平距離を 30 メートル以下とし、次の a 又は

ｂのいずれかに適合すること。◆

ａ　壁面線のうち長辺を含む二面以上が、開放開口部を有するもの ◆

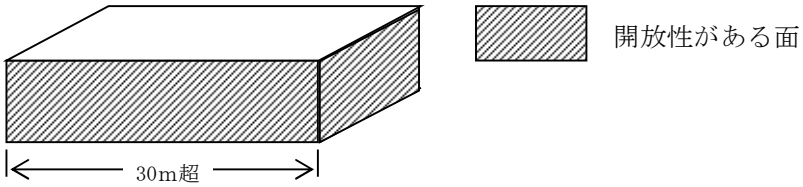

ｂ　防火対象物の天井中央付近に壁面線の長辺側を含む二面の壁面積の２分の１以上の外気に接する常時開放の開口部（前記(ｱ)ｂに準ずる。）を有するもの ◆

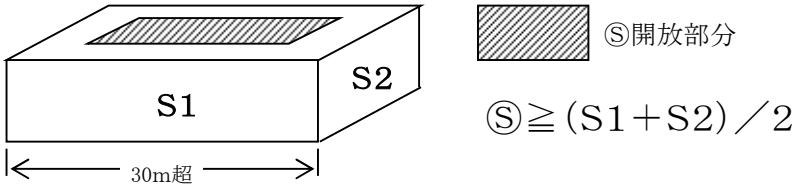

(ｳ)　壁面線の開放開口部で、隣地境界線又は他の建築物等の外壁（以下「隣地等」という。）に面して設けるものであって、壁面線から隣地等までの距離が１メートル未満となる部分については、次の式で算定した値を開放面積とすること。ただし、壁面線から隣地等までの距離が 0.6 メートル未満の部分は開放面積に算定できない。◆

Ａ１＝２Ｉ×Ｌ

・ Ａ２＜Ａ１の場合、Ａ２とする。
・ Ａ２＝Ａ１の場合、Ａ２とする。
・ Ａ２＞Ａ１の場合、Ａ１とする。

Ａ１：仮想開放面積（㎡）
Ａ２：実開放面積（㎡）
Ｉ：壁面線から隣地等までの距離
　ただし、Ｉ≧0.6m
Ｌ：開放開口部の長さ（m）

イ　次の(ｱ)及び(ｲ)の条件に適合する開放開口部が階ごとに排煙上有効に設けられ、当該開口部の合計面積が当該階ごとの床面積の 15%以上ある部分 ◆

(ｱ)　開放開口部は、偏在しないように、かつ、当該階ごとの各部分において煙の著しい局部的滞留が生じないように配置されていること。◆

(ｲ)　壁面の開放開口部で、隣地等に面して設けるものは、壁面から隣地等まで有効１メートル以上の距離を有すること。ただし、防火対象物の位置及び周囲の状況からやむを得ない場合は、壁面から隣地等までの距離を有効 0.6 ｍまで減ずることができるが、その場合の開放開口部の面積は、次の式により算定すること。◆

Ａ＝Ｌ×Ｈ×Ｉ　　Ａ＝算定する開放開口部の面積（㎡）
　　Ｌ＝開放開口部の長さ（m）

Ｈ＝開放開口部の高さ（m）
Ｉ＝壁面から隣地等までの距離（0.6≦Ｉ<1 の値）

ウ　天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。）にエキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等（以下「エキスパンドメタル等」という。）の開放性が高い開口部（車両等が駐車して、閉鎖されるおそれのある部分を除く。）を偏在しないよう有しており、かつ当該開口部の合計面積が当該階ごとの床面積の 15％以上ある部分 ◆

エ　機械式駐車場で、長辺の一辺が各段全て次の(ｱ)から(ｳ)の条件に適合し、外気が流通するもの ◆

(ｱ)　長辺の一辺とは、原則、機械式駐車場の入出庫をする辺とすること。◆

(ｲ)　隣地等まで有効１メートル以上の距離を有すること。ただし、消火用歩廊をエキスパンドメタル等（開口率が概ね 70％以上のものに限る。）にした場合は、隣地等までの距離に消火用歩廊を含むことができる。◆

(ｳ)　目隠しルーバー等が設けられていないこと。ただし、地上一段目に設けられる高さ２メートル程度の安全フェンスは除く。◆

⑷　移動式泡消火設備（泡消火栓）の泡の放射は、一のバルブ操作によりできること。◆

⑸　移動式泡消火設備を設けた防火対象物は警備員等が常駐すること。ただし、防火対象物又はその部分の直近の関係者等により速やかに対応が可能なものはこの限りでない。◆

11　泡消火薬剤の貯蔵槽

⑴　材質は、泡消火剤により腐食等のおそれのないもの又は防食措置を講じたものであること。◆

⑵　点検口、掃除口及び充填量確認口（液面計及び検尺棒を含む。）を設けること。◆

⑶　呼気弁又は通気管を必要に応じ設けること。◆

⑷　貯蔵槽が常時加圧されることにより、ダイヤフラム等に支障が生じるおそれのあるものにあっては、有効な圧抜き措置を講ずること。◆

⑸　設置場所は、前記２加圧送水装置の設置場所に準ずるほか、点検及び補修に必要な空間並びに換気、室温、排水等を考慮すること。◆

12　泡消火薬剤混合装置

混合装置は、使用する泡消火薬剤及び使用ヘッドに整合したものであること。◆

13　発泡倍率と還元時間

フォームヘッド又はノズルから適正な泡放射ができるとともに、泡の発泡倍率は５倍以上あり、かつ、当該泡の４分の１還元時間は１分以上であること。◆

14　令第 13 条第１項及び条例第 40 条の４に規定する「防火対象物又はその部分」の床面積の算定は、次表によること。◆

駐車の用に供される（供する）部分	・駐車する部分 ・車路
自動車の修理又は整備の用に供される部分	・作業所　・油庫 ・点検調整場　・機械室 ・部品庫　・車路 ・修理又は作業を要する車両の駐車場 ※特例基準あり

15　機械式駐車場

機械式駐車場（複数の段に駐車できるもの。）に泡消火設備を設ける場合は、前記１から 14 までによるほか、次に定めるところによること。◆

⑴　フォームヘッドは、各段とも防護できるように設けること。◆

⑵　火災感知装置は、標準型ヘッド（摂氏 79 度未満）とし、天井等（床ピット内に車両が降下収納されるものにあっては、床ピット内の火災を有効に感知できること。）で感知しやすい部分に取り付けること。◆

⑶　駐車の用に供する部分の水平投影面積 50 平方メートル以上を一の放射区画とし、隣接する二つの区画を同時放射できる容量の加圧送水装置を設けること。◆

⑷　手動弁は、当該部分の火災の影響を受けることなく、容易に接近できる位置に設けること。◆

⑸　地上２段式以外の機械式駐車場には移動式の泡消火設備を設けないこと。◆

16　表示

⑴　手動起動装置と放射区画との関連を明確にするため、次の識別をすること。

ア　一斉開放弁及び手動弁を赤色塗装すること。◆

イ　一の放射区域の手動弁及び泡ヘッドの取付け部分並びに一斉開放弁の放出側の配管をそれぞれ 30 センチメートル以上同一彩色とすること。ただし、天井仕上げ等により配管が露出しない構造のものにあっては、露出している泡ヘッド部分（網の部分を除く。）等のみ同一彩色とすることができる。◆

ウ　隣接する放射区域は、容易に識別できるよう異なった彩色とすること。◆

⑵　混合器及び送液ポンプ等には、送液方向を示す矢印を表示すること。◆

⑶　加圧送水装置を設置した場所には、図１の表示を設けること。◆

⑷　泡消火設備の消火薬剤貯蔵槽を設置した場所には、図２の表示を設けること。◆

⑸　泡消火栓には、図３の表示を設けること。◆

消火設備の概要
１　設置場所
２　防護面積
３　ヘッドの種別及び数量
４　放出方式
５　消火薬剤の種別、混入率及び数量
６　加圧送水装置の性能
７　非常電源の種別
８　設置年月
９　施工者名

図１から図３までの文字の
大きさ及び表示の色は、
以下のとおり。
文字大きさ　　：２ｃｍ角以上
地色　　：白色
文字色　　：黒色

図1

消火薬剤
１　種別
２　混入率
３　薬剤量
４　設置年月

図2

使　用　方　法
１　ホースを延ばす。
２　火災場所を確かめ、１の弁を開く。
３　起動ボタンを押す。
４　その他必要事項

図3

⑹　手動起動装置及び送水口の直近には、次図の表示を設けること。◆

30cm以上
10cm以上
手動起動装置
（泡　消　火）

30cm以上
10cm以上
送　水　口
（泡　消　火）

地色　　:赤色
文字色　:白色

⑺　表示は、３メートル以上離れた位置から確認できる場所に設けること。◆

⑻　流水検知装置の直近には、第２スプリンクラー設備 13⑴に準じて表示を設けること。この場合、「スプリンクラー」を「泡消火」に書き換えること。◆

⑼　配管には、その表面の見やすい箇所に泡消火設備用である旨の表示をすること。◆

17　特定駐車場用泡消火設備

泡消火設備に代えて用いることができる特定駐車場用泡消火設備の設置については、次の省令、告示及び通知によること。

⑴　「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成 26 年総務省令第 23 号）

⑵　「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成 26 年消防庁告示第５号）

⑶　「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用等について」（平成 26 年 12 月 15 日付け消防予第 501 号）